

北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力管内

各道府県水道行政担当部（局）

厚生労働大臣認可

〔	水道事業者	〕
	水道用水供給事業者	

 殿

厚生労働省健康局水道課

計画停電の実施又は大規模停電の発生時の水道施設における対応について（依頼）

今夏の電力需給対策について、6月22日の電力需給に関する検討会合（第7回）・エネルギー・環境会議（第10回）合同会合^{*1}で示されたところです。このうち、「セーフティネットとしての計画停電について」（別添1）においては、水道施設^{*2}は計画停電の特例の対象とされておられません。

つきましては、「計画停電実施による水道施設への影響」（平成23年3月13日健水発0313第1号厚生労働省健康局水道課長通知）（別添2）、「予測不能な大規模停電の発生による水道施設への影響」（平成23年3月18日厚生労働省健康局水道課事務連絡）（別添3）を踏まえ、計画停電や大規模停電の発生を想定して、可能な対応をできる限り行うようよろしくお願い申し上げます。各道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下水道府県認可水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知指導方をよろしくご配慮願います。

また、計画停電の実施又は大規模停電の発生時には、当該地域の水道事業者におかれましては断水の有無及びその戸数を、水道用水供給事業者におかれましては送水停止の有無及びその状況をそれぞれ速やかに把握し、各道府県水道行政担当部（局）まで報告願います。各道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管内厚生労働大臣認可水道事業者等及び貴管下水道府県認可水道事業者等からの報告を取りまとめ、以下の連絡先まで報告願います。なお、大規模停電が発生した場合は交通等に混乱が生じることが考えられるため、職員の安全を最優先に確保いただくようお願いいたします。

（※1）電力需給検討会合（第7回）・エネルギー環境会議（第10回）合同会合の内容については、以下の国家戦略室ホームページを参照してください。

国家戦略室 URL http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html

（※2）水道施設としての緩和措置はありませんが、特別高圧で受電している施設については、「セーフティネットとしての計画停電について」において、「技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施」となっています。このことを踏まえ、施設ごとの必要に応じ、電力会社にご確認ください。

連絡先

厚生労働省健康局水道課

担当：水野、下畑

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail: suidougijutsu@mhlw.go.jp